

# 尼崎市教育委員会 12月定例会 議事録

## 1 開会及び閉会の日時

令和7年12月22日 午後1時01分～午後2時03分

## 2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	森山 太嗣
	教育長職務代理者	徳山 育弘
委 員	員	太田垣 亘世
委 員	員	正岡 康子
委 員	員	片谷 勉

## 3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	藤川 明美
教 育 次 長	嶋名 雅之
管 理 部 長	佐々木 修
社会 教育 部長	橋本 貴宗
企画 管理 課長	西川 欣伸
職 員 課 長	藤原 薫
地域 クラブ 推進 担当 課長	中島 正貴

### 日程第1 議事録の承認

### 日程第2 議事

- (1) 報告第1号 令和7年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第56号 尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第57号 尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 報告第2号 職員の人事について

### 日程第3 教育長の報告と委員協議

午後1時01分、教育長は開会を宣した。

森山教育長 本日の日程につきましては、配付いたしております日程表のとおりです。

「報告第2号 職員の人事について」は、『教育委員会に属する職員の任免その他身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。

よって、「報告第2号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。

森山教育長 それでは、これより日程に入ります。

まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。11月定例会及び臨

時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等はありますでしょうか。

森山教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。11月定例会及び臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。よって、11月定例会及び臨時会の議事録を承認することにいたします。続いて、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会12月定例会報告事項」について、ご報告いたします。資料をお開き願います。

まず、総務関係でございます。12月2日から、市議会定例会が開会され、一般質問の質疑や補正予算等の審議が行われました。

次に、学校教育関係でございます。11月29日に「武庫東中学校創立50周年記念式典」が、12月6日に「成文小学校70周年記念式典」が、12月9日に「小園中学校創立50周年記念行事」がそれぞれございました。また、12月19日には、市立幼稚園の終業式がございました。

次に、社会教育関係でございます。12月18日と22日に市議会議員向けの「部活動の地域展開にかかる説明会」がございました。1月8日以降、各地域でも説明会を行ってまいります。

最後に、今後の主要行事予定表でございます。12月24日に市立高等学校の終業式が、翌日25日に市立小・中学校・あまよう特別学校の終業式がございます。始業式は年明け1月8日に各学校でございます。幼稚園につきましては、1月13日となってございます。また、令和7年度20歳のセレモニーにつきましては、1月12日の開催でございます。

教育委員会については、1月19日に教育委員協議会を予定しておりましたが、現在案件がないため、開催いたしません。もし、緊急の事案がでてまいりましたら、その時はあらためて日程をご相談させていただきます。また、翌週1月26日の月曜日の15時半から定例会を開催いたします。以上でございます。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はございませんか。

森山教育長 資料に記載しておりませんが、スピーチフェスティバルや青少年健全育成にかかる標語の表彰や中学校給食では献立コンクールがありました。献立コンクールは、生徒みずからが考えた献立を生徒のアンケートも入れて審査して、市長賞、教育長賞の表彰がありました。2月5日と6日に、その献立が中学校の給食で提供されます。私も学校給食担当課長を6年やっていましたが、かなりグレードの高い献立というか、上手に献立を考えられてるなと感心したところでございます。

太田垣委員 全国給食甲子園というものがあって、丹波篠山市に行ったときに、2年前に優勝したということでレシピ本を作られていた。尼崎市教育委員会にとそれを渡されたので、また持ってくる。

徳山委員

昔、芦屋市がものすごく凝った給食を掲載した本を作っていたが、小学校が4校であればそういうことができるのかと思った。

森山教育長

私も学校給食担当課長の時は、芦屋市に追いつけ追い越せということで、一生懸命給食の内容を良くしようと、給食備品にスチームコンベクションオーブンや新しい機器を入れて、多様な献立ができるようにしてきました。

森山教育長

それでは質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

森山教育長

次に、日程第2「議案」の「報告第1号令和7年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

企画管理課長

企画管理課長でございます。それでは報告第1号「令和7年度尼崎市一般会計教育関係補正予算」につきましてご説明申し上げます。お手元の資料1ページの報1をお願いいたします。

令和7年度の尼崎市一般会計における教育関係補正予算について市長に申し出るにあたり、緊急やむを得ないため、尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第2項の規定により、教育長において臨時に代理したことから、同項後段の規定に基づき報告し承認を求めるものでございます。

今回の12月補正の趣旨としましては、令和7年度の人事院勧告及び兵庫県人事委員会給与勧告を受けた本市給与条例の改正、期末勤勉手当の支給率の改正に基づく人件費補正とあわせまして、4月1日以降の人員構成等における現員現給差、実際に配置された職員との差を補正するものでございます。

次ページの報1-2でございます。第1表「歳出予算補正」でございます。こちらの50款「教育費」のうち、教育委員会事務局所管分は、表の歳出の一番下に記載のとおりでございまして、補正前の額「201億4,892万3千円」から、今回の補正額「2億247万9千円」を増額して、補正後の額を「203億5,140万2千円」とするものでございます。補正額の内訳につきまして説明いたします。

最初に表の一番上、05項「教育総務費」は「8,731万6千円」の増額で、次に10項「小学校費」につきましては、「1,853万7千円」の増額でございます。次に15項、「中学校費」につきましては、「672万7千円」の増額でございます。次に20項の「高等学校費」につきましては、「7,138万6千円」の増額となっております。次に25項の「幼稚園費」につきましては、「3,576万1千円」の減額でございます。次に30項「特別支援学校費」につきましては、「361万1千円」の増額でございます。次に、35項「社会教育費」ですが「320万9千円」の減額となっております。最後、40項「保健体育費」につきましては、「5,387万2千円」の増額でございます。

これらすべての費目における補正の主な内容は、一般職や会計年度任用職員に係ります人件費等におきまして、給与改定及び現員現給差に基づき整理するものでございます。以上簡単ではございますが、令和7年度尼崎市一般会計教育関係補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

森山教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員

補正でこれだけ多く変わるのはなぜか。あらかじめ補正も見込んで予算計上して

おいたらと思うが、予算計上できない理由があるのか。

管理部長

今年で言いますと人事院勧告で平均給与が4%上がっており、これは見込みません。当初予算の考え方としては、例えば来年度の予算であれば、今の我々の給料をそのままスライドさせて予算を計上しています。今回は人事院勧告によって平均で4%上がりますので、そのぐらいの金額が上がるのと、ボーナスの部分に関しても夏の人事院勧告で、今年でいくと0.05月分が年間で上がりまして、その改定は12月のボーナスで調整するという形になりますので、どうしてもこの時期でないと人件費の補正ができないことになっております。

徳山委員

国が人事院勧告を予算の時期に間に合わせとかはないのか。

管理部長

人事院勧告そのものが、人事院が調べた部分、前年度中のちょうど今の時期の民間の給与の支給状況を今から半年間かけて夏に出しまして、公務員の場合は1年遅れの給与の反映という形になっておりますので、どうしてもそこは難しくなります。国の人事院勧告を8月に受けて、それと合わせた形で、各府県が県内の所得の状況を把握した上で10月に出されるという二段階の状況になります。行政職の場合は基本國の方の人事院勧告を受けますけれども、教員の分に関しては県費の先生方の部分は県が出ないと改定ができない形なのと、国が人事院勧告を出しても、法律改正する時期を告示される時期がかなりぎりぎりになってまして、今回ですと11月末ですかね、国会に出されているという関係がありますので、どうしても市はこの時期にならざるを得なくなります。これはもう各市区町村すべて同じような状況になっているかと思います。

正岡委員

社会教育費が減額になってる理由はなにか。

職員課長

今回の補正で大概の費目は、先ほど部長が説明したとおり、人事院勧告の差額でプラスになりますが、年度当初に見込んだ人員が配置できていなかつたり、病気休職とか育児休業とか、こういったことで給料が出ない形でお休みになる方も中にはいらっしゃいますので、プラスマイナスでマイナスになるというようなパターンもございます。社会教育費だけでなく、幼稚園費でも現在幼稚園教員が2名欠員という状況になっておりますので、人事院勧告分のプラスを上回ってのマイナス補正となっております。

片谷委員

年度途中で人数が増えたり減ったりしているのか。

職員課長

当初予算において、定員を定めて予算計上しておりますので、年度途中に定員を増やすということは原則ありませんが、政策的な必要に応じて増員することはございます。今年度ですと、年度途中に組織が新しくできたりしましたので、そういう形で多少の増減はありますけれども、原則は年度当初の定員で予算を執行いたします。

森山教育長

それでは質疑がないようですので、採決に入ります。お諮りいたします。「報告第1号」を原案の通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

教育委員

異議なし

森山教育長

異議なしと認めます。よって、「報告第1号」は原案のとおり可決いたしました。続けて、「議案第56号尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について」を、議題といたします。提案理由の説明を求めます。

職員課長

職員課長でございます。

それでは議案第56号「尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則」の改正につきましてご説明申し上げます。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の制定により、教員の待遇の改善等が図られたことに伴い、兵庫県において、教育職員の給与制度が改正されたことから、本市においても、人事交流のある兵庫県との均衡を保つため、兵庫県と同様の改定を行うものでございます。

この教員特別手当ですが、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」、いわゆる人材確保法の趣旨に基づき、教育職員の給与について必要な優遇措置を講じ、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的として支給される手当でございます。各支給月数は各号給の約1.5パーセント程度の額となっております。改正の内容について、お手元の資料、議56-2ページから5ページをご覧ください。各号給に対応する手当の月額を現行の約1.5パーセントから約1パーセントに改定する別表の改正を行う一方、校務類型にかかる業務の困難性を考慮した支給とするため、別表に定める額とは別に、学級担任に2,000円、学級担任以外に1,000円を加算するという改正内容となっております。施行日は令和8年1月1日としております。現行の規則につきましては資料の末尾の方に参考として添付しております。

なお、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）」の制定により、教職調整額の改善や、学校管理職の本給加算等を行うため、条例の改正も予定しております。改正内容等が定まり次第、改めて提案させていただきます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

森山教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

太田垣委員

今まで、担任の先生は手当がなかったのか。

職員課長

担任であろうとなからうと、教育職給料適用者に関して一律に先ほどお示ししている別表の数字が手当として支給されておりました。今回の改正は、担任を持つ持たないという職責に応じて、もう少しメリハリを付ける形で全体の額を落としつつ、担任の先生は2,000円、それ以外は1,000円にするという改正内容となっております。

太田垣委員

手当の支給額を変えるのは、年度末でなくてもよいのか。

職員課長

先ほどの待遇改善法に基づきまして、国も県も1月から実施ということになりましたので、この均衡をとりまして、改正時期も遡及ではなく1月1日からというこ

とで実施いたします。

正岡委員

資料の8、9ページあたり、改正後の金額が減っている。来年の1月から加算されるお金が、例えば担任を持っていない先生は加算額が減って、その減った分が担任をしている先生にプラスされるように見えるが、そういうことになるのか。

職員課長

この改正において、教員特別手当が減額となる方も増額となる方もいらっしゃいます。ただトータルで申し上げますと、今回の議案の方には出しておりませんが、先ほどの報告の末尾にご説明いたしました教育調整額が、来年1月1日から現行の4%から段階的に引き上がりまして、将来的に10%までになりますので、教育調整額と合わせますと、おそらくプラスになるという改正を見込んでいるところでございます。

正岡委員

現場で担任を持たない先生も増えてるというか、できれば担任を外して欲しいという方もいるというのは聞いているが、今の説明だと手取りは変わらず、逆に色んなことを合わせて増えていくから、ここで減ったとしても相殺されるという感じか。例えば、5級の方、今までたくさんもらっているベテランの先生になるほど減額される額が大きくなるように見えるが、そこで不満が出ないようなシステムになってるということか。

職員課長

5級にも設定はありますが、この手当はもともと校長や教頭といった管理職に対しては支給がされません。別表1の5級は校長になりますので、もともと出ていないため影響はないということになります。

正岡委員

2,000円加算されるから担任やつてもいいよと手を挙げる先生が増えるといいなと思う。

片谷委員

校長先生の年収は、いくらぐらいか。

職員課長

おおよそですが、高校の校長先生ぐらいになると、年収で1,000万は超えますので決して低いというわけではございません。

片谷委員

確かにその額ならば校長先生をやろうと思える。教頭先生ではどれぐらいか。

職員課長

教頭先生も本市課長級と同等の待遇となりますので、1,000万前後になります。

片谷委員

そのほかの先生はどうか。

職員課長

そうですね、まず高校の先生方の平均給与が約850万、平均年齢は48.6歳でございます。その平均年収約850万に先ほど申し上げました給与改定などで、3、4%増えてまいりますので、今年度で900万近くまでとなる可能性はございます。

森山教育長

超勤云々とかの議論はよくありますけども、もともと市役所の行政職給料表と教育職給料表で比較しますと、教育職の方がベースが高いです。教育調整額も4%で

固定されていたものが10%まで上がっていく予定です。そして働き方改革において、業務の見直しなどもしていますから、決して教育職の給料が安いわけではないということです。むしろ高校の校長先生とかの退職金は行政職に比べて高いと思います。

森山教育長 それでは質疑はないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第56号」を原案の通り可決することに、異議ございませんでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。よって「議案第56号」は原案の通り可決いたしました。ここで職員の入れ替えを行います。

森山教育長 それでは議事を再開いたします。日程第2「議事」の「議案第57号尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

地域クラブ推進 地域クラブ推進担当課長でございます。

担当課長 それでは、議案第57号、「尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

本議案は、令和8年4月に尼崎琴葉中学校を開校するにあたり、運動場として琴ノ浦高等学校の運動場を利用することに伴い「尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則」の一部を改正する必要が生じたことから、提出させていただくものでございます。改正内容は、別表2について高等学校の運動場の供用日から平日の欄を削り、改めるものでございます。施行期日は令和8年4月1日でございます。資料といたしましては、「尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則」の新旧対照表を添付させていただいておりますので、併せてご清覧ください。以上で、議案第57号「尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森山教育長 説明が終わりました。これより質疑に移ります。発言はありますでしょうか。

森山教育長 琴ノ浦高等学校の平日のいわゆる学校開放、スポーツ開放の実績はどのような状況ですか。

地域クラブ推進 平日の利用はございません。土日の利用だけあるという状況になっておりまして、利用率は31.6%となっております。

担当課長 改正しようとする平日の部分については実績がなく、土日利用のみということですね。

徳山委員 なぜ変更するのか。

地域クラブ推進 平日に琴葉中学校が運動場を利用できるようにするためにございます。

担当課長

森山教育長 琴葉中学校が琴ノ浦高校の運動場を使うことになるので、一般的のスポーツ開放があると使えなくなるので、平日はスポーツ開放で使えないような形にして、琴葉中学校専用にしていくという意味ですね。

地域クラブ推進 そうです。  
担当課長

正岡委員 明城小学校のこどもたちが、昼間に琴ノ浦高校のグラウンドを使うことはないのか。明城小は運動場があまり広くないと聞いてるので、たまに使ったりするのかと思っていたが。

地域クラブ推進 そういったことはございません。  
担当課長

森山教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第57号」を原案の通り可決することに異議ございませんでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第57号」は原案のとおり可決いたしました。それではここから非公開といたします。ここで職員の入れ替えを行います。

～～～～～～～～～～～～～～～以下 議事の大要是非公開とする～～～～～～～～～～

森山教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会12月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会12月定例会の議事の全部を終了したので、午後2時03分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会12月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。